



ランドマーク税理士法人 満田 幸弘代表税理士

1962年神奈川県横浜市生まれ。自身が農家の出身。明治大学卒業後、横浜農協に9年勤務。資産税専門の会計事務所勤務後、1997年に独立。丸の内相続大学校主宰。

Q: 実質的に不動産管理法人を一人で経営していた相続人に寄与分は?

横浜の地主である田中博(86・仮名)に相続が発生しました。相続人は長男と次男、養子縁組した次男の妻です。不動産管理法人は、生前、博が代表取締役を務め、株式会社も100%保有しています。役員である長男と次男に給与を分配していましたが、経営は実質的に長男が一人で行っていました。ところが、10年前に書かれた遺言書には「全ての財産を浩二(次男)に譲る」とありました。これは有効でしょうか?

失敗例から学ぶ

第4回

資産管理法人の円滑な事業承継

法人なりの 注意点

A: 役員報酬を受け取っていたら、寄与分の主張は難しい

仮に、遺言書と養子縁組が両方とも法的に問題がなければ、長男が次男に主張できる権利(遺留分)は、法定相続分3分の1の半分である6分の1だけになります。

遺言書、養子縁組の有効性が相続争いの鍵

「寄与分」は要件が厳しく、一般的には認められにくいものです。資産管理法人の経営については、役員報酬を受け取っていることで無償性が損なわれてい

るため、これは該当しません。今回のケースで重要なポイント、遺言書と養子縁組が本当に法的に有効なものか、という点です。それぞれ、執筆時、縁組時の博の意思能力が問われます。

また、遺言書が無効であれば、相続人全員の遺産分割協議による合意が必要です。遺言書、養子縁組共に有効である場合、長男に事業を承継させるために博が打つべき相続対策は何だったのでしょうか。

まず、遺言書は何度でも書き換えることができるので、想定する後継者が替わった時点で、新しい遺言書を作成すべきでした。

また、養子縁組は、民法上何人でも可能です。節税にはならず、長男の妻を養子縁組しておけば、「次男グループ」の遺留分を減少させることができます。

法人の株式については、本来であれば設立時点で推定相続人に持たせておくべきでしたが、このようなケースでは、相続を待たずに生前贈与しておくことが有効です。株価が十分に引き下げられたタイミングを見計らえば、迅速な財産移転が可能となります。

